

○三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

平成元年3月30日
条例第11号

(設置)

第1条 自転車等を利用する市民の利便を図るため、三田市自転車等駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(平17条例28・一部改正)

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(平3条例19・全改)

(駐車自転車等の種類)

第3条 駐車場に駐車できる自転車等(以下「自転車等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車。
- (2) 法第2条第1項第11号の2に規定する自転車
- (3) 法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車(側車付きのものを除く。以下「自動二輪車」という。)
- (4) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する第一種原動機付自転車
- (5) その他市長が認めるもの

(平17条例28・平21条例28・平22条例27・平25条例33・一部改正)

(使用時間及び休業日)

第3条の2 駐車場の使用時間及び休業日は、次表に掲げるとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、使用時間及び休業日を変更し、又は臨時に使用を休止することができる。

使用時間	午前6時から午後10時まで
休業日	1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(平17条例28・追加、平22条例27・旧第3条の4繰上・一部改正)

(使用の許可)

第4条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 収容台数を超える使用の申請があつたとき。
- (2) 自転車等が駐車場への駐車が困難な形体であるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理運営上支障があると認められるとき。

(平3条例19・平10条例36・平17条例28・平22条例27・一部改正)

(有料広告物の掲出等)

第4条の2 駐車場の内部に広告物(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第2条第1項に規定する屋外広告物に該当するものを除く。)を掲出し、又は表示しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平18条例47・追加)

(使用料)

第5条 前2条の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる使用料を納付しなければならない。

- (1) 第4条第1項の規定に基づく使用者(三田駅前駐車場及び新三田駅前駐車場に限る。) 別表第2に定める使用料
 - (2) 前条の規定に基づく使用者 道路占用料徴収条例(昭和35年三田市条例第14号)別表に定める占用料に準じて算定した使用料
- 2 前項第1号に規定する使用料は、許可の際に使用者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項第2号に規定する使用料の徴収その他必要な事項は、別に定める。

(平18条例47・全改、平25条例33・一部改正)

(使用料の返還)

第6条 既納の使用料(前条第1項第2号を除く。以下同じ。)は、返還しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(平18条例47・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(権利譲渡の禁止)

第8条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平3条例19・平18条例47・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は第4条の2の規定に基づく使用許可を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

(1) 使用許可の申請に虚偽又は不正があつたとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止により、使用者に損害が生じることがあつても、市は、これに対して補償の責めを負わない。

(平3条例19・平10条例36・平17条例28・平18条例47・平22条例27・一部改正)

(使用の休止)

第10条 市長は、駐車場の補修その他駐車場の管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(平3条例19・旧第11条繰上、平17条例28・平22条例27・一部改正)

(禁止行為)

第11条 駐車場を使用する者は、駐車場内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自転車等の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設その他の附属設備(以下「施設等」という。)又は他の自転車等を損傷し、又は汚損すること。

(3) 火気類を使用すること。

(4) みだりに騒音を発すること。

(5) 発火、引火又は爆発のおそれのある危険物を駐車場内に持ち込むこと。

(6) その他市長が駐車場の管理上支障があると認める行為

(平3条例19・旧第12条繰上、平17条例28・平22条例27・一部改正)

(賠償責任等)

第12条 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、その損害を賠償しなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しない場合は、市長がこれを代行し、これに要した費用を使用者から徴収する。

(平3条例19・旧第13条繰上、平17条例28・平18条例47・平22条例27・一部改正)

(市の免責)

第13条 市は、駐車場内において生じた次の損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(1) 天災地変その他回避することのできない災害又は事故等に起因して生じた損害

(2) 第三者の行為に起因して生じた損害

(平3条例19・旧第14条繰上、平17条例28・平22条例27・一部改正)

(駐車場内の放置自転車等に対する措置)

第14条 市長は、駐車場内に長期間放置された自転車等については、三田市自転車等の駐車秩序に関する条例(平成元年三田市条例第19号)第11条、第13条及び第14条の規定を準用して、必要な措置を講じることができる。

(平3条例19・旧第15条繰上、平17条例28・平22条例27・一部改正)

(指定管理者による管理)

第14条の2 駐車場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 駐車場の使用の許可に関する業務

(2) 駐車場の施設等の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

- 3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条から第4条まで、第9条から第11条まで、第13条、前条及び別表第2の規定の適用については、別に定めるものを除き、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第5号中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」と、第3条の2中「使用時間及び休業日を変更し」とあるのは「市長の承認を得て使用時間及び休業日を変更し」と、第9条第1項各号列記以外の部分中「市長は」とあるのは「市長及び指定管理者は」と、同条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第10条中「駐車場の全部」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て駐車場の全部」と、第13条の見出し中「市の」とあるのは「市及び指定管理者の」と、同条各号列記以外の部分中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、別表第2備考第4項中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

(平22条例27・追加、平25条例33・一部改正)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(平3条例19・旧第17条繰上、平17条例28・旧第16条繰上)

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成元年規則第6号で平成元年4月1日から施行)

(平24条例33・旧付則・一部改正、平25条例33・旧第1項・一部改正)

付 則(平成3年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)別表第1中横山駅前駐車場及びフラワータウン駅前駐車場の使用に係る新条例第4条の規定は平成3年11月1日から、同表中新三田駅駐車場の使用に係る新条例第4条の規定は平成4年4月1日から適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

付 則(平成6年条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。ただし、別表第1中「三田市横山町」を「三田市南が丘2丁目」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例に規定するフラワータウン駅前駐車場の3月定期の使用許可を受けている者は、当該使用許可を受けている期間に限り、改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例に規定するフラワータウン駅前駐車場の使用許可を受けた者とみなす。ただし、使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成8年条例第7号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成8年条例第24号)

この条例は、平成8年11月1日から施行する。

付 則(平成10年条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から施行日以後に引き続き駐車場の使用の許可を受けている者の施行日以後に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成11年条例第19号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

付 則(平成13年条例第22号)

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

付 則(平成14年条例第35号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第28号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年条例第47号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第18号)

この条例は、平成20年6月1日から施行する。

付 則(平成21年条例第28号)

この条例は、平成21年8月1日から施行する。

付 則(平成22年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

付 則(平成22年条例第27号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項から付則第17項までの規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例付則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成25年条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年10月1日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

(平3条例19・平6条例12・平8条例7・平8条例24・平10条例37・平11条例19・平13条例22・平14条例35・平18条例47・平20条例18・平21条例28・平24条例33・平25条例33・一部改正)

名称	位置	摘要
三田駅前駐車場	三田市駅前町、三田市高次一丁目	屋外、屋内
横山駅前駐車場	三田市南が丘二丁目	屋外
フラワータウン駅前駐車場	三田市弥生が丘一丁目	屋外
新三田駅前駐車場	三田市福島	屋外、屋内
ウッディタウン中央駅前駐車場	三田市ゆりのき台一丁目	屋外
南ウッディタウン駅前駐車場	三田市あかしあ台五丁目、三田市すずかけ台二丁目	屋外
相野駅前駐車場	三田市上相野、三田市下相野	屋外

広野駅前駐車場	三田市広野	屋外
藍本駅前駐車場	三田市藍本	屋外

別表第2(第5条関係)

(平3条例19・旧別表第3繰上、平6条例12・平10条例36・平18条例47・平21条例28・平22条例8・平22条例27・平22条例34・平25条例33・一部改正)

使用料

自転車等の種類	自転車等の駐車場所	定期使用の使用料		一時使用の使用料
		1月	3月	
自転車	屋外	1,600円	4,300円	100円
	屋内	1,800円	4,800円	
原動機付自転車	屋外	2,700円	7,300円	200円
	屋内	3,200円	8,600円	
自動二輪車(三田駅前駐車場及び新三田駅前駐車場に限る。)	屋外	4,500円	12,400円	300円

備考

- 1 「定期使用」とは、1月(毎月1日から末日までをいう。)又は3月(毎月1日から翌々月の末日までをいう。)の期間(以下「使用許可期間」という。)の使用回数に制限のない使用をいう。
- 2 「一時使用」とは、定期使用以外の使用をいい、「一時使用の使用料」とは、使用1回(当該使用が1日を超える場合は1日)当たりの使用料をいう。
- 3 使用許可期間を経過した場合における経過した期間に係る使用料は、1日につき、一時使用の使用料とする。
- 4 第3条第5号に規定する市長が認めるものの駐車に係る使用料については、市長が別に定める。